

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)の申請手続について
【2024(令和6)年4月～6月分・新1年生対象】

日本女子大学附属高等学校
中高事務室

1 申請対象となる方(必ず確認してください)

保護者等の2022(令和4)年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる)」「(父母合計額)が、304,200円未満の方が対象になります。

2 申請対象と考えられる方はオンラインで申請を行ってください(申請しない方は手続き不要です)。

■2024年4月19日(金)23:59までにオンライン申請を行ってください。(申請する方のみ)【厳守】

オンライン申請いただいた内容を本校から一括して提出するため、申請期日は厳守となります。申請期日に遅れた場合はいかなる理由でも受け付けることが出来ませんのでご注意ください。

■対象かどうかわからない場合、判断に迷う場合は必ず申請を行ってください。

(申請しなければ、受給対象となる場合でも受給することが出来ません。)

■申請にあたり、必ず本校ホームページの「【1年生対象】就学支援金の申請について」をご参照ください。マニュアル等の参考資料も当該ページから閲覧・ダウンロードできます。

URL: <https://www.jwu.ac.jp/hsc/office/scholarship/2024/shugakushien202404.html> →



▼申請の流れは以下のとおりです。詳細は必ずマニュアルをご参照ください。

①各生徒宛に配布された封筒に「ログインID通知書」が入っているので、記載のログインID及びパスワードで「e-Shienシステム(申請サイト)」にログインしてください。

申請サイトURL: <https://www.e-shien.mext.go.jp/> →



②画面に従い必要事項(個人番号(マイナンバー)を含む)を入力後、システム上で提出を行ってください。

▼生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」の提出が必要です。2023(令和5)年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。

3 基準税額・補助額

【2024(令和6)年4～6月分】今回の申請では2024(令和6)年4～6月の3か月分が支給対象となります。

2022(令和4)年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」*政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる	補助額
生活保護世帯又は 154,500円未満世帯	月額33,000円
304,200円未満世帯	月額9,900円

【裏面に続きます】

4 この後の就学支援金の手続きやその他の学費補助制度について

- ※ 「ログイン ID 通知書」の配布は入学時1回限りです。3年間大切に保管してください。
- ※ 2024(令和6)年7月以降分の受給には再度申請が必要になります(1年生のみ年2回申請が必要。2・3年生は6月頃の年1回のみ)。別途、学校より申請についてご案内します(例年6月頃)。
- ※ 「神奈川県学費軽減補助金制度」(神奈川県在住者対象)は前記6月頃の就学支援金のご案内と同じ時期に申請を受け付けます。申請漏れがないよう必ずご確認ください。
- ※ 「東京都の授業料軽減助成金・奨学給付金」(東京都在住者対象)は、東京都より案内が届き次第、別途ご案内します(例年7月頃)。申請者は学校を通さず、直接東京都私学財団へ直接申請を行います。その他の道府県在住の方が対象の助成金等については各自治体へお問い合わせください。
- ※ 就学支援金の支給が決定した方には、後日補助額を学費口座へ返金いたします(2023年度は12月頃)。

■ 本件についてのお問合せ先：中高事務室 就学支援金担当

お問い合わせはすべてメールでお受けいたします。送信の際は件名を

【就学支援金問合せ 1年〇組生徒氏名】として、以下のメールアドレスへ送信してください。

メールアドレス：n-fuzokuh@atlas.jwu.ac.jp (返信は平日のみとさせていただきます)。